

【選挙資格】

●県議会議員選挙

▼年齢要件 平成17年4月10日までに生まれた人

▼住所要件 令和4年12月28日以前から引き続き弘前市に住んでいる人

●市議会議員選挙

▼年齢要件 平成17年4月24日までに生まれた人

▼住所要件 令和5年1月15日以前から引き続き弘前市に住んでいる人

※「住所の異動と投票の可否」は右ページの表を参照してください。

【投票所入場券】

県議会議員選挙は3月20日現在、市議会議員選挙は4月10日現在の住所で作成し郵送します。圧着式のはがき1枚につき2人分まで印刷しています。入場券のバーコード部分は切り取らずに持参してください。万が一、入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

【期日前投票】

仕事や用事などで投票日に投票できない人は、右ページの表のとおり期日前投票ができます。期日前投票を行うには、受付時、法令により「宣誓書（投票日当日に投票所へ行けない理由など）」の提出が必要です。「宣誓書」は投票所入場券の「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入するか、各期日前投票所の受付にも用意しています。

【共通投票所】

ヒロロに共通投票所を下表のとおり開設します。投票日当日（4月9日・4月23日）に投票する人は、投票所入場券に記載している指定投票所または共通投票所のどちらかで投票ができます。ぜひご利用ください。

【滞在地での投票】

仕事や用事などで投票日に市外に滞在している人で、期日前投票もできない人は、不在者投票ができます。

不在者投票を希望する人は、「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入の上、請求手続きをしてください。「不在者投票請求書兼宣誓書」は、選挙管理委員会事務局および岩木・相馬総合支所の同事務局分室に用意しているものを使うか、市ホームページからダウンロードすることもできます。郵送や代理人による手続きも可能です（ファクスやEメールは不可）。手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会にて投票してください。

なお、郵送期間の関係上、早めに手続きや投票をしてください。

【在宅投票】

重度の身体障がい者などで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。

該当する人は、①介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人、②身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている人で両下肢・体幹・移動機能の障がい程度が1級か2級の人、③心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい程度が1級か3級の人、④免疫・肝臓の障がい程度が1級から3級までの人などです。

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を持参し、選挙管理委員会事務局で手続きをしてください（代理人による手続きも可）。

▼請求期限

- 県議会議員選挙＝4月5日（水）
- 市議会議員選挙＝4月19日（水）

【選挙公報】

県議会議員選挙・市議会議員選挙とも、候補者の経歴・政見を掲載した選挙公報を各世帯へ配布します。市役所、岩木・相馬庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

▼配布期間

- 県議会議員選挙＝4月2日（日）～7日（金）
- 市議会議員選挙＝4月18日（火）～22日（土）

住所の異動と投票の可否

選挙種別	転入/転居状況	投票可否	
県議会議員選挙	■市外から転入した人 令和4年12月28日までに転入届を出した人	弘前市で投票できます	
	令和5年1月4日以降に県内の他市町村から転入届を出した人	前住所地の市町村で投票できます(※①)	
	令和5年1月4日以降に県外から転入届を出した人	投票できません	
	■市内で転居した人 令和5年3月20日までに転居届を出した人	現在の住所地の投票所で投票できます	
	令和5年3月21日以降に転居届を出した人	転居前の住所地の投票所で投票できます	
	■市外へ転出した人 令和4年12月9日～28日に県内の他市町村へ転出した人	転出先の市町村へ転入届を出した日によって投票できる市町村が異なります	
	令和4年12月29日以降に県内の他市町村へ転出した人	弘前市で投票できます(※①)	
	投票日(4月9日)までに県外へ転出した人	投票できません(※②)	
	市議会議員選挙	■市外から転入した人 令和5年1月15日までに転入届を出した人	投票できます
		令和5年1月16日以降に転入届を出した人	投票できません
■市内で転居した人 令和5年4月10日までに転居届を出した人		現在の住所地の投票所で投票できます	
令和5年4月11日以降に転居届を出した人		転居前の住所地の投票所で投票できます	
■市外へ転出した人 投票日(4月23日)までに市外へ転出した人		投票できません(※③)	

※① 「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」の提出、または各投票所で県内に住所を有することの確認が必要です(確認がとれるまで少し時間がかかります)。  
「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」は最寄りの市役所、町村役場の住民基本台帳担当課で発行します。弘前市では市民課窓口で発行します。  
※② 4月1日以降に転出予定の人は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは問い合わせを。  
※③ 4月17日以降に転出予定の人は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは問い合わせを。

期日前投票

投票期間	県議会議員選挙				
	4月1日(土)～8日(土)				
	市議会議員選挙				
投票場所	4月17日(月)～22日(土)				
	投票場所	弘前市役所(上白銀町) 1階市民ギャラリー	岩木庁舎(賀田1丁目) 1階	相馬庁舎(五所字野沢) 交流コーナー	総合学習センター(末広4丁目) 1階中会議室
投票時間	午前8時30分～午後8時		午前8時30分～午後6時		午前10時～午後8時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票することができます。 ②受け付けの際、投票所に当日行けない理由を記載した「宣誓書」の提出が必要です。「宣誓書」は各人の投票所入場券の下部にある「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入するか、各期日前投票所の受付にも用意しています(来場前の宣誓書記載にご協力ください)。 ③投票所によって投票時間が異なりますので、ご注意ください。 ④投票所入場券が届いている場合は、持参してください。 ⑤ヒロロで投票する際はヒロロ駐車場(1時間無料)をご利用ください。				

■問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(市役所6階、☎35-1129)

共通投票所

開設日	県議会議員選挙		4月9日(日) ※投票日当日	
	市議会議員選挙		4月23日(日) ※投票日当日	
投票場所	ヒロロ(駅前町)3階多世代交流室2		投票時間	午前9時～午後8時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、どなたでも投票ができます。 ②投票の際はヒロロ駐車場(1時間無料)をご利用ください。			